平成２１年（フ）第５５３８号
大阪府箕面市船場東１丁目12番40号、商業登記簿上の本店所在地京都市南区唐橋堂ノ前町15番地９
破産者　今井京阪神運輸株式会社
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５６号
大阪市旭区赤川４丁目２番13号
破産者　有限会社ＨＯＰＥ　ＴＲＡＮＳＰＯＲＴ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９４号
東京都品川区東品川４丁目２番21号
破産者　株式会社ホロックス（旧商号株式会社ウインズ）
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８１号
大阪府八尾市空港１丁目137番地の１
破産者　株式会社和光マーク
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１８号
大阪府豊中市北条町２丁目６番１号
破産者　株式会社ＤＡＮ　ＲＡＮ　ＦＯＯＤＳ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２６号
大阪市西区千代崎２丁目１番35号
破産者　有限会社ティーケイ・ホーム
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７０号
大阪府東大阪市鷹殿町１番７号
破産者　株式会社横田建築事務所
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９１号
大阪市北区南森町１丁目１番25号
破産者　株式会社ブレインスタッフ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９４号
大阪府東大阪市日下町６丁目１番５号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市寺川５丁目13番20号
破産者　有限会社ウィスタリア
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０１号
大阪市中央区谷町８丁目２番３号久寿野木ビル508号
破産者　株式会社レストラン門
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５３号
大阪市中央区船越町１丁目３番３号
破産者　株式会社モデオ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３７号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目14番１号
破産者　株式会社ドエル
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０１号
兵庫県加古川市尾上町今福43番地の１
破産者　株式会社ザファースト
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９５号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬470番地１
破産者　北原　仁志
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目９番15号
破産者　有限会社シャインズ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
佐賀市北川副町大字光法1185番地10
破産者　徳丸美装こと　徳丸千佐子
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１４号
札幌市南区澄川１条４丁目５番５号シティハウス澄川401号
破産者　山谷　謙司
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第６５１号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部116番地
破産者　株式会社佐藤産業
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
石川県白山市横江町1124番地１
破産者　株式会社岡本組
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１０１９号
岡山県倉敷市児島柳田町374番地34、申立時の住所岡山県玉野市玉原２丁目20番20号
破産者　綱井　　強
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８３号
岡山県玉野市玉１丁目９番11号
破産者　有限会社綱井商店
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１号
長崎県島原市秩父が浦町丁3543番地16
破産者　島原造船株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係